

宮古税務署からのお知らせ

震災により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告により所得税が軽減されることがあります。

所得税の軽減措置とは

災害による所得税の軽減措置には次の2つの方法があります。どちらか有利な方法を選択し、所得税の全部免除または一部を軽減することができます。

①雑損控除…所得税を計算する際の所得金額から差し引く所得控除です。次のいずれかの場合に適用があります。

A 差し引き損失額(災害により受けた損失額から、保険金などによって補てんされる金額を差し引いた金額)が損害を受けた年分の所得金額の10分の1相当額を超える場合

B 災害関連支出(倒壊した建物の撤去費用など、災害に関連してやむを得ない支出をしたもの)の金額が5万円を超える場合

②災害減免法による減額免除…住宅や家財についての損害額(保険金などによって補てんされる金額を控除します)が、その住宅や家財の価格(時価)の2分の1以上で、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の場合に適用されます。

税務署での相談は予約をお願いします

雑損控除などにより所得税の軽減を受けるためには、確定申告が必要です。申告には一応の期限がありますので、まずは年内に必要書類などの説明を受けることをお勧めします。税務署での相談は事前予約制となっていますので、あらかじめ電話でお申し込みください。

▷相談受付日 月曜日～金曜日(祝日を除く)

▷相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

◆**申込先・問い合わせ** 宮古税務署(宮古市小山田・宮古合同庁舎2階 ☎62-1921) へどうぞ。

町職員採用試験を実施

土木技師と建築技師を募集します

平成24年4月採用予定の町職員の採用試験を行います。

▽職種と採用予定人数

・土木技師…2人程度

・建築技師…1人程度

▽受験資格 ▼土木技師：

昭和50年4月2日以降に生まれた人で、土木の専門課程を修得しているか来年3月末までに修得できる見込みの人 ▼建築技師：

▽試験会場

▽試験日時

▽試験開始(受け付けは9時半から)

昭和50年4月2日以降に生まれた人で、2級建築士以上の資格があるか来年3月末までに取得できる見込みの人

師：昭和50年4月2日以降に生まれた人で、2級建築士以上の資格があるか来年3月末までに取得できる見込みの人

午前10時試験開始(受け付けは9時半から)

試験会場 山田町役場

試験期間 12月16日(来年1月5日) 午前8時半～午後5時半(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

※郵便による申し込みの場合も来年1月5日午後5時半必着

▽試験内容 高校卒業程度の教養試験、作文試験、事務適性検査、専門試験

▽受験申込用紙の配布 町総務課で配布します。

※申込用紙を郵便で請求する場合は、120円切手とあて先を明記した返信用封筒(A4版)を同封し、町総務課に請求してください。

◆**申込先・問い合わせ** 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係(〒028-1139 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線412) へどうぞ。

被災した自動車に代わり取得した車両

申請により軽自動車税が非課税に

東日本大震災により滅失または損壊した自動車・軽自動車に代わるものとして軽自動車等を取得した場合、申請により平成23年度から平成25年度までの3年間、軽自動車税が非課税になります。

▷対象 被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が同一の場合に、被災自動車1台につき代替自動車1台で、①被災した普通自動車・軽自動車(三輪以上)の代替として取得した三輪以上の軽自動車②被災した二輪車の代替として取得した二輪車(排気量は問いません)③被災した小型特殊自動車の代替として取得した小型特殊自動車——のいずれかに該当する車両です。ただし、自家用から営業用へ、または営業用から自家用へ買い換えは対象となりません。

※被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が異なる場合でも▶被災自動車の所有者が亡くなっており、代替自動車を当該所有者の相続人が取得する場合(申請の際に戸籍謄本が必要です)▶被災自動車または代替自動車

をローン契約により取得し、ディーラーやローン会社が所有者となっている場合(車検証の使用者を所有者とみなします)——は対象となります。

▷申請に必要なもの ▶軽自動車税非課税申請書(町税務課に備え付けてあります)▶印鑑▶代替自動車の自動車検査証▶滅失または損壊した自動車または軽自動車(被災自動車であることを証明する書類(「被災車両」の記載がある登録事項等証明書・検査記録事項等証明書、自動車取得税非課税証明書などのうちいずれか1つ)

※登録事項等証明書・検査記録事項等証明書とは、自動車・軽自動車を抹消登録する際に運輸支局または軽自動車検査協会が発行する書類で、抹消登録の際の届け出により「被災車両」と記載されます。「被災車両」の記載が無い場合は、被災自動車が登録されていた市町村(普通自動車は県宮古地域振興センター県税室)に提出した「課税除外に関する申立書」の写しが必要です。

◆**申請先・問い合わせ** 町税務課町民税係(内線112) へ。